

令和5年度第1回 市川市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会 会議録

1. 開催日時

令和5年5月29日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者

【委員】

森高委員(会長)、山崎委員(副会長)、岩松委員、岸田委員、久保木委員  
武田委員、坪井委員、松尾委員、村山委員

【市川市】

寺島地域共生課長ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

(1)第5期市川市地域福祉計画の策定について

(2)市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)実施計画(案)について

6. 配付資料

- ・会議次第
- ・資料1 第5期市川市地域福祉計画の基本理念及び行動指針(案)の見直しについて
- ・資料2 市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)実施計画(案)

7. 議事録

(午後 2 時 00 分開会)

発言者	発言内容
	(1) 第 5 期市川市地域福祉計画の策定について
森高会長	まず、議題(1)第 5 期市川市地域福祉計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。
地域共生課長	(資料 1 に基づき説明)
森高会長	ただいま事務局より説明がありました。委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。
村山委員	<p>施策 6 の市川市地域ケアシステム (いちケア) の推進について、今後は地域ケアシステムをいちケアという名称で周知するのでしょうか。</p> <p>また、第 4 期では福祉コミュニティの充実とされており、福祉コミュニティは様々なコミュニティを連想することができますが、第 5 期においては、地域ケアシステムに絞った理由を伺います。</p>
地域共生課	<p>いちケアという名称は、令和 4 年度第 2 回会議の岸田委員から本市独自の地域ケアシステムと地域包括ケアシステムと困惑されやすいというご指摘を踏まえ、事務局として検討している案となっております。</p> <p>福祉コミュニティについては、おっしゃるとおり、地域ケアシステムだけではなく、例えば、自治 (町) 会など様々な福祉コミュニティがあり、今後も継続していくものと考えております。地域ケアシステムの今後の方向性や他の福祉コミュニティとの関係性を整理し、検討していきたいと考えております。</p>
岩松委員	第 4 期計画の行動指針である「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」は、短い言葉で使いやすく、柔軟に理解されているように感じますが、認識としてはいかがでしょうか。
地域共生課	本市における福祉コミュニティは、第 4 期計画にも示されているとおり、市民の生活する身近な地域社会で生じる、援助の必要な福祉課題を、地域住民の支え合いや関係機関、事業者の連携支援などによって解決を図っていく仕組みを持つ地域社会 (集団) としています。行動指針を検討するにあたり、福祉コミュニティがわかりやすいものなのか疑義がありましたので、皆様が福祉コミュニティをどのように認識されているか伺いたいと思います。

岩松委員	<p>福祉コミュニティとは別の言葉として、地域活動の中で地域間の交流を示す地域コミュニティという言葉があります。個人や団体等の交流が少なくなっている中、コミュニティという言葉に馴染みがあり、浸透しやすいのではないかと思います。</p>
武田委員	<p>行動指針として、具体的な行動内容を示すのではなく、これまでの行動指針はある程度浸透してきていると感じますし、基本理念や行動指針は市民のためにあるので、市民が理解しやすい方が良いと思います。</p>
地域共生課	<p>基本理念と行動指針との関係性を整理した際に、具体的なその行動といったものを明文化させていただきました。今後、福祉コミュニティという言葉をごどのように位置づけていくか検討させていただきます。</p>
久保木委員	<p>今回示された基本理念と行動指針は、関係性が整理されており、わかりやすいと感じました。一方、前回示されました行動指針において、専門機関や行政は市民に寄り添い、支え続けるとされていたものを今回の行動指針に変更した理由を伺います。</p>
地域共生課	<p>前回お示しました行動指針において、主語等を明確に示させていただきましたが、基本理念と行動指針との関係性を整理する中、第4期計画における各施策の方向において、自助、互助・共助、公助を示していること、また、他市の計画を拝見する中で、同様に施策ごとにそれぞれの役割を示していることを踏まえ、それぞれの具体的な行動内容は各施策ごとに記載することさせていただきました。</p>
岸田委員	<p>福祉コミュニティという言葉が長年使われ、市民へ浸透していること理解しました。</p> <p>今回示されている基本理念に、新たに地域共生社会という言葉が追加され、行動指針が福祉コミュニティを説明する内容となりました。また、福祉活動を行う集団である福祉コミュニティを市民目線まで落とし込み、具体的な方向性が示され、非常に前進したように感じられます。</p> <p>本市独自の地域ケアシステムは、地域共生社会や地域包括ケアシステムとで混乱されるかと思いますが、地域共生社会が上位概念としてある中、地域ケアシステムが今後どのように地域共生社会と関わっていくかを示せばいいと思います。</p>
岩松委員	<p>「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」とは、皆さんが皆でつくるという意味合いであると思います。お互いに役割を持って、地域社会を作っていこうという地域共生社会の考え方を踏襲した内容に行動指針を改めた</p>

	と認識しましたし、方向性も理解しました。
松尾委員	基本理念をゴールとして、その基本理念を達成するための行動指針という基本的な考え方に基づいて整理され、行動指針にはそれぞれの役割が集約されており、また基本目標においても、共につくるという言葉を入れ、地域共生社会の実現が強調されており、前回示されたものより、非常にわかりやすくなったと思います。
武田委員	社会福祉では、住民が主体的に活動するコミュニティや地域住民から発信されるものが重要であり、そのような言葉が必要であり、理解されやすいと思います。
山崎副会長	今回示された案は、共に、一緒に取り組んでいきたいと思いますという、まさに地域共生社会の実現に向けた意欲が感じられます。また、地域ケアシステムは地域住民の身近な相談場所であり、そこでの相談や悩み事を拾い上げることが非常に重要であると思います。
岸田委員	<p>国も、地域共生社会という概念を打ち出し、再びコミュニティを作ろうという現代社会への挑戦であると思えます。自治会などの小さなコミュニティから広がっていくこと、小さなコミュニティが基盤になることが説明として追加されると、より良いものになるのではないのでしょうか。</p> <p>これまで、自分自身が自分らしく生きていくということが認められるという日本社会では、高度化した部分がある一方、全体として後退してしまっている部分もあります。それを取り戻すために、地域共生社会があり、それにいち早く気が付いていたのが地域ケアシステムです。皆様の発言にもありましたが、ようやく花開く時が来たと思います。</p>
坪井委員	行動指針について、福祉コミュニティという言葉は市民へ浸透していることは感じていますが、今回示されたものは、福祉コミュニティを市民目線まで落とし込まれ、非常に理解しやすくなったと思います。
森高会長	第4期計画では、施策の方向ごとに自助、互助・共助、公助としてそれぞれの役割が記載されていましたが、第5期においても記載するのでしょうか。
地域共生課	おっしゃるとおり、それぞれの役割は記載させていただきます。
森高会長	行動指針に、自助、互助・共助、公助という言葉があっても良いのではないかとないかと思いました。また、サービスをする人、受ける人だけの関

	<p>係だけではなく、やはり支え合うという考え方が根底にあるのではないかと思いますので、最後の行動するを支え合うにしても良いのではないのでしょうか。この場合は事務局へこういう意見がありますという場と認識してよろしいのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>今回の地域福祉専門分科会が、第9期市川市社会福祉審議会における最後の専門分科会になります。7月になりますが、市長の方から計画の諮問までに、本日頂戴した様々な意見等を踏まえまして、事務局で再検討させていただきます。現時点で合意形成は困難でありますので、事務局にて一任させていただければと思います。ご了承いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
地域共生課長	<p>(2)市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業） 実施計画（案）について</p>
森高会長	<p>それでは、議題(2)市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
地域共生課長	<p>(資料2に基づき説明)</p>
森高会長	<p>ただいま事務局より説明がありました。委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。</p>
久保木委員	<p>重層的支援体制整備事業は今後重要になってくる事業と感じていますが、計画書の5ページの包括的相談支援事業において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止めるとされていますが、例えば、高齢者サポートセンターに高齢者の相談の中で、実は子どももいる、障がいのある家族もいるといった相談があった場合、高齢者サポートセンターで一度受け止めるといった認識でよろしいのでしょうか。</p>
地域共生課長	<p>地域共生課では、複雑化・複合化した相談を受け止めるため、7月より、よりそい相談窓口を開設する予定です。複雑化・複合化した課題をお持ちの方がいれば、こちらの窓口にお問い合わせいただければと思います。</p>
久保木委員	<p>高齢者サポートセンターなどで全て受け止め、連携するのではなく、複合的な課題をお持ちの方は、よりそい相談窓口にご相談したほうがよろしいということでしょうか。</p>

地域共生課長	<p>高齢者サポートセンターであっても、よりそい相談窓口であっても、相談を受け止めます。既存の相談支援機関に相談された場合であっても、他の支援関係機関と情報共有を図り、支援体制を整備していきます。</p>
村山委員	<p>久保木委員の発言でもありましたが、包括的相談支援事業には、4つの相談支援機関があり、そこに来た相談は、各相談支援機関が全て受け止め、他支援関係機関と連携するという仕組みでよろしいでしょうか。</p>
地域共生課長	<p>おっしゃるとおりです。複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業へ繋ぎ、支援プランの作成などを通じ、各相談支援機関へ役割分担を行っていきます。</p>
村山委員	<p>本市において、既に支援体制の下地は出来てきていると思いますが、本事業で重要となるのは、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業であると考えます。しっかりとした記載をしていただきたいと思います。</p>
岩松委員	<p>計画書の8ページの参加支援事業について、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人と記載されていますが、どのような人を想定していますか。また、既存の社会資源を拡充すると記載されていますが、現状不足しているという状況でしょうか。</p>
地域共生課	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と参加支援事業について、国はひきこもりの方を対象とした支援を想定しており、公的な福祉サービスがない状況の中で、その方が社会参加に意欲を持った場合、就労支援だけではなく、地域の居場所などへ導き出すような支援を行う事業になります。</p>
岸田委員	<p>計画書の12ページの重層的支援会議が重要になるかと思いますが、この会議に関わらず、事業者への支援や研修など、事業者の資質向上のための仕組みなどは検討されているのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>本市の内部組織や各相談支援機関に対する研修を考えています。 本市職員向けに、地域共生社会という新しい理念を周知していくための研修を、こちらに加え、各相談支援機関に対し、本事業に関する研修を開催するとともに、事業実施後も、引き続き事業の検証など行っていきます。</p>
武田委員	<p>計画書の4ページのチラシのイメージ図について、重層的支援体制整備事業がスタートしましたと記載されていますが、重層的支援体制整備事業と聞いて、理解される方は少なく、具体的な支援内容等を記載したほうが良いと思います。</p>

地域共生課	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>事務局としましても検討を進めており、市民にわかりやすく、三つのポイントに絞って周知する予定としています。一つ目は、地域共生課長の発言にもありました窓口の設置、二つ目は、支援している人をバックアップする役割である多機関協働事業の設置、三つ目は、本市から市川市社会福祉協議会へ委託しているコミュニティワーカーが地域共生社会の実現に向けてブラッシュアップすることなどを掲載する予定であり、市民の方に与える影響、効果を具体的に掲載したいと考えています。</p>
村山委員	<p>私もチラシによる周知は重要だと思います。</p> <p>しかし、ひきこもりの方や生活困窮者など具体的な属性を強調して記載すると、その属性でない方は相談を受けてもらえないと感じてしまうことが懸念されます。また、ひきこもりと思っていない方も中にはいるので、どのような相談でも受け止めるという表現の方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>障がい分野において、千葉県の中核地域生活支援センター「がじゅまる」の役割は非常に重要なものとなっています。本事業が開始されることを機に、「がじゅまる」がなくなると伺っていますが、本事業において、これまでの「がじゅまる」の役割を担う旨を記載するなど、本事業との関係性を整理していただきたいと思います。</p> <p>計画書の5ページの包括的相談支援事業において、障がい分野では基幹相談支援センターえくる、子ども分野では子育てナビ及び母子保健相談窓口アイティが記載されており、子どもの障がいに関する相談窓口である発達支援センターが位置付けられていない一方、計画書の13ページの相談支援包括化推進会議においては、当センターを所管する発達支援課が会議の構成課として記載されているのはどのような整理なのでしょう。</p> <p>計画書の10ページの地域活動支援センター機能強化事業において、地域づくりの実施拠点は1箇所ですが、今後増やしていく予定であるのでしょうか。あるいは、地域のサロンなどが拠点としての役割を担っていくのでしょうか。</p> <p>計画書の15ページの計画の進行管理について、当事者や当事者団体等の意見等を反映していく旨の記載を加えることはできるのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>お答えします。</p> <p>1つ目のチラシについて、市民にわかりやすいチラシを作成させていただきます。</p> <p>2つ目の中核地域生活支援センター「がじゅまる」は、千葉県の事業として運営されていましたが、令和5年3月末をもって運営法人が事業から撤退されていると伺っております。本市の重層的支援体制整備事業におい</p>

	<p>ても、「がじゅまる」と同じような機能を持たせた仕組みとさせていただきたいと考えています。</p> <p>3つ目の発達支援センターについて、本計画に記載している事業は、社会福祉法等に定められている重層的支援体制整備事業を構成する事業のみを記載しています。本計画に記載されていない事業についても、本事業に関係や影響ないものではないため、子どもの障がいに関する相談についても、包括的に受け止めることとなります。</p> <p>4つ目の地域活動支援センターは現段階において、施設を増やしていくという方向性はなく、本計画においては、現状の拠点数を示しているものとなります。施設を増したいなどのご要望等がありましたら、所管課を協議してまいります。</p> <p>5つ目の計画の進行管理についてですが、計画書の12ページの重層的支援会議という会議体があり、複雑化・複合化している課題に対する情報共有や支援プランの作成等を行います。会議を構成する機関としてその他の関係機関と記載されていますが、会議を重ねる中で、当事者団体等の機関の参画が必要などの意見等がありましたら、参画を促してまいりたいと考えております。</p>
村山委員	<p>計画の進行管理についてですが、支援していく中で、不足している社会資源が見えてくると思います。実際に支援を受けた当事者の意見等を聞き、計画の進行管理をすることが重要ではないのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>不足している社会資源などを検討する場としまして、庁内の会議体ではありますが、計画書の13ページの相談支援包括化推進会議を設置しています。相談機関の連携などを検討する連携強化の部や例えばヤングケアラーや8050など昨今様々な言葉が出てきているものもあれば、潜在的に言葉にはなっていない事象など支援をしていく中で必要な資源等を検討する場として、体制検討の部を設けています。</p>
岩松委員	<p>重層的支援会議において、本事業の支援状況等の評価を行っていくことが重要だと思いますが、この会議はどのようなメンバーで構成されるのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>本会議の構成メンバーとしては、例えば高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターえくる、生活サポートセンターそらなど、また、これから実施する多機関協働事業者が司令塔の役割を担い、支援プランの作成や評価等を行います。複雑化・複合化した課題を抱えている方々に対して適切なプランを作成するため、高齢者の方がいれば高齢者サポートセンターが出席し、障がい者の方がいれば基幹相談支援センターえくるが会議の構</p>



	<p>成員となります。また、地域住民の方に関する相談が地域ケアに入った場合には、必要に応じて、相談を受けた方にも加わっていただきたいと考えております。</p>
岩松委員	<p>地区推進会議が、検討するための会議になるのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>地区推進会議や地域ケアシステム推進連絡会を想像されていると思いますが、出席者としましては、地区の相談員の方を想定しています。</p>
山崎副会長	<p>重層的支援会議を構成するメンバーとして、医師などの医療関係者は含まれているのでしょうか。</p>
地域共生課	<p>現時点では、含まれていません。一方、高齢分野の会議体として地域ケア会議がありますが、その会議の構成メンバーに医師を加える検討をしていると聞いています。重層的支援会議は、本人の同意がある場合に開催される会議体となっております。一方、本人の同意がない場合には支援会議が開催され、その会議体においては医師などの医療関係者に参画していただくことも考えております。</p>
坪井委員	<p>複雑化・複合化した課題を抱える市民の相談を一つ窓口で受け止めることができようになることは、非常に助かります。</p>
森高会長	<p>令和5年度に実施された地域福祉計画のアンケート結果を見ますと、各事業者や地域ケアシステム等の相談窓口にて様々な相談を受けているという実態があります。そのような様々な事業者や窓口とが連携する中で発生する困りごとを計画書の5ページの包括的相談支援事業へ繋いでいくことで、さらに重層的支援体制整備事業の中核部分へ繋がると思いますので、市民や事業者がそのことを理解できるように情報提供をしていただきたいと思います</p>
	<p style="text-align: center;"><b>(3)その他</b></p>
森高会長	<p>それでは議題(3)「その他」に移りますが、本日「その他」の議題はありますでしょうか。</p>
事務局	<p>本日、その他の議題はございません。</p>
森高会長	<p>それでは、令和5年度第3回市川市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会を終了いたします。</p>

(15時30分閉会)

市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
会長 森高 伸明